

電波監理審議会 有効利用評価部会（第18回） 議事録

1 日時

令和5年6月12日（月）15：00～16：00

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理
砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

豊嶋 基暢（電波部長）

荻原 直彦（電波部電波政策課長）

杵浦 維勝（電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室長）

市川 憲史（電波部電波政策課課長補佐）

(4) 事務局

近藤 玲子（総合通信基盤局総務課長）

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

| | | | |
|------|-----|--|----|
| 1. 開 | 会 | | 1 |
| 2. 議 | 事 | | |
| | (1) | 令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の無線局)に係る 電波の有効利用の程度の評価結果(案)について..... | 1 |
| | (2) | 携帯電話及び全国BWAに係る評価等への対応について..... | 17 |
| | (3) | 令和5年度電波の利用状況調査(第2号調査:公共業務用)につ いて..... | 21 |
| 3. 閉 | 会 | | 24 |

開 会

○林部会長 それでは、定刻より少し前ですが、全員おそろいということですので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会の第18回会合を開催いたします。本日も皆様、お忙しいところお集まりくださいます、誠にありがとうございます。

本日は、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、両名が参加しておりますので、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

本日も、ウェブによる開催とさせていただきます。本日の議事に関しまして、総務省から資料説明のために、担当課に御出席をいただいております。よろしくお願いたします。

議 事

- (1) 令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)について

○林部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議事の(1)につきまして、26.175MHz以下、26.175MHz超50MHz以下、それから220MHz超335.4MHz以下の3区分の周波数、それに総合通信局ごとの評価案に関しまして、検討を行いたいと思います。

令和4年度の電波の有効利用状況調査に係る電波の有効利用評価の結果について、報告書案の形で今回、事務局にまとめていただきましたので、御説明を

お願いいたします。

それでは、宮澤様よろしくお願いいたします。

○宮澤幹事 事務局の宮澤でございます。それでは、資料18-1に基づきまして、令和4年度電波の利用状況調査に係る有効利用評価結果の案について御説明させていただきます。本資料は、714MHz以下の周波数に関して、全体の評価を取りまとめたものとなっております。

表紙をめくっていただきまして、まず、目次を御覧ください。

ローマ数字のⅠでございます。「はじめに」の後に、Ⅱといたしまして、重点調査対象システムがございます。1が120MHz帯航空無線、2が60MHz帯市町村防災行政同報無線に対する評価となっております。続いて、大きなⅢといたしまして、重点調査以外の調査結果に対する評価とありまして、周波数区分ごとに1から順に並べています。

本日は、前回の部会で、1の26.175MHz以下の周波数、2の26.175MHzを超え50MHz以下の周波数、それから次のページに移っていただいて、4の22.2MHzを超え33.5.4MHz以下の周波数、大きなⅣといたしまして、総合通信局ごとの評価、それから、最後にⅤの総括を中心に御説明させていただければと思います。

それでは、1ページ目を御覧いただければと思います。Ⅰの「はじめに」となります。昨年の電波法改正によりまして、電波の有効利用評価について電波監理審議会が行うこととなり、昨年9月に有効利用評価方針を策定し、10月に有効利用評価部会を設置しております。714MHz以下の周波数帯の評価につきましては、これまで部会を6回開催してきているといったところを書いています。

2ページ目から3ページ目にかけてでございますが、ここでは重点調査に関する評価を行う上での重点調査項目の選定過程や評価事項、さらには評価方法

等に関して記載しています。

4 ページ目を御覧いただければと思います。重点調査以外の調査、評価事項に関して記載しています。

続いて、5 ページ目を御覧下さい。ここから具体的な評価についての記述となります。まず、重点調査対象システム評価となります。これについては、既に部会にて御検討をいただき、内容について御確認をいただいておりますので、本日は説明を割愛させていただければと思います。

120 MHz帯の航空無線でございますが、この評価につきましては、12 ページ目まで記載しています。

次の13 ページ目から17 ページ目は60 MHz帯市町村防災行政同報無線の評価になっております。

18 ページ目を御覧いただければと思います。ここから大きなⅢといたしまして、重点調査以外の調査結果ということで、周波数区分ごとの評価になりますけれども、各論のところを見ていただければと思います。22 ページ目を御覧ください。まず、1 番目として、26.175 MHz以下の周波数区分の評価ということで御説明させていただければと思います。

23 ページ目の真ん中辺りを御覧ください。a につきましては、当該周波数区分の無線局数は約29万局、免許人数は25万となります。無線システムにつきましては、多い順にアマチュア無線（短波帯と中波帯）、船舶無線などの順になっております。アマチュア無線の短波帯につきまして唯一増加しております。その増加の要因でございますけれども、令和2年4月に1.8 MHz帯周波数拡張を行ったということから利用増加につながっているのではないかと考えられます。

24 ページ目でございます。周波数再アクションプランの対応が求められているシステムにつきまして、この周波数区分では唯一、路側通信が挙げられて

います。bのところを見ていただきますと、年間の送信日数について路側通信は365日、また、1日の送信時間帯は24時間ということになっております。

25ページ目に移っていただければと思います。cのデジタル方式の導入計画の有無につきましては、全て導入予定なしとの回答になっております。

26ページ目に移っていただければと思います。③のアクションプランへの対応につきましては、路側通信については廃止済み、または他の無線システムへの移行等に向けた検討が進展しており、引き続き検討状況について調査を行うとありますが、対象の免許人7者全て「代替できない」との回答となっております。

路側通信につきましては、カーラジオを通じて音声で情報提供を行っているということとして、移行先のシステムが現時点で明確になっていないものの、同様の方法で情報提供を行うことを検討する可能性があるとしています。

27ページ目に移っていただきたいと思います。⑤のところでございます。新たな需要につきまして、この周波数区分におきましては、3～30MHz帯の短波デジタル通信への需要がございます。海外の導入状況などを踏まえまして、我が国への導入に向けて、技術的条件の取りまとめを行うとなっております。

(2)の考慮事項につきましては、路側通信は渋滞情報や交通規制などの情報を自動車に通報するといった公共的なもので、アとイに該当するとなっておりますが、これについては、免許人からの回答と合致することを確認しております。

②につきましては、28ページに移っていただいて、路側通信は運用継続性の確保のためのハード面、それからソフト面で極めて高い意識で取り組まれているということが確認できております。

(3)の評価の取りまとめにつきましては、当該周波数区分は電波の波長が長く、長距離伝送が可能であるということから、アマチュア無線のほか、船舶、

航空通信、中波、短波放送などに利用されております。

路側通信については、免許人から代替できないとの回答があるところでして、このため総務省では免許人の意向をしっかりと確認した上で、今後の方向性について検討されることを期待するとしています。

この周波数区分でございますが、無線局数は減少傾向にあるものの、国際的な調和を図りつつ利用されている観点を踏まえ、電波の有効利用が一定程度行われているとしております。

なお、中波放送につきましては、民間ラジオ、放送事業者の経営判断により、自主的にFM放送への転換が行えるよう、今後、取組が進められているとしています。

以上が26.175MHz以下の周波数の評価案となります。

続いて、次の29ページ目を御覧いただければと思います。2番目といたしまして、26.175を超え50MHz以下の周波数の評価案となります。これについては30ページ目を見ていただければと思います。まず、aにつきましては、無線局の数は約23万局、免許人数は約21万となります。無線局の内訳については、多い順に、アマチュア無線、船舶無線、ラジオ・ブイとなっております。アマチュア無線は前年度から減少しており、他方で、ラジオ・ブイは増加、ただし、全体としては減少傾向でございます。

なお、アマチュア無線、それから海洋レーダーを除くほとんどの電波利用システムにつきましては、アナログ方式による音声通信が主であるものの、現時点では有効な代替システムがないため、継続的に運用されるとしています。

調査対象システムにつきましては、水上無線のみとなっております。31ページ目に移っていただければと思います。bの年間の送信日数については、91日から180日、また1日の送信時間は24時間との回答となっております。今後の通信量の見込みは増減予定なしと回答があったところです。

32 ページ目に移っていただければと思います。c のデジタル方式の導入計画の有無については導入予定なしとなっています。

③につきましては、水上無線に関してはアクションプランの記載はございませんが、令和元年度に総務省が実施した臨時の利用状況調査の評価結果におきまして、電波の能率的な利用の観点から、無線設備の老朽化により設備更改が必要となった場合にデジタル方式の利用可能性を示すなど、今後の移行実現に備えて引き続き注視するとございます。免許人からはデジタル方式の導入予定なしと回答があり、当面の間、運用が継続され、移行は具体化していない様子が伺えるかと思えます。

33 ページに移っていただければと思います。⑤の新たな需要につきましては、26.175 MHz 以下と同じく、3～30 MHz 帯の短波デジタル通信について記載しています。

34 ページに移っていただければと思います。(2) の考慮事項につきましては、水上無線は指令センターと消防艇等の間で災害時への対応のための通信を行うということとして、アとイに該当すると考えられ、免許人からの回答と合致することを確認しています。

34 ページに移っていただければと思います。②につきましては、ハード面、ソフト面対策を極めて高い意識で取り組まれていることを確認しております。

(3) の評価のまとめについてでございます。この周波数区分はアマチュア無線のほか、比較的長距離通信が必要な船舶通信等に利用されているとなっております。無線局数は漸減傾向にあるものの、一定の需要が継続して存在することを考慮しまして、電波の有効利用が行われているとしています。

なお、水上無線につきましては、臨時調査の評価の際に、こういった形でありますけれども、通信の相手方となる船舶局、消防艇にもデジタル化の対応を求めることを考慮すると、今後の動向を継続して注視していく必要があるとし

ています。

以上、26.175を超え50MHz以下の周波数の評価となります。

続きまして、ページを飛んでいただいて、49ページ目になります。ここでは22.2MHzを超え33.5.4MHz以下の周波数の評価案となります。

50ページ目を御覧下さい。aにつきましては、無線局数は約15万局、免許人数は約3千となっていて、多い順に、消防用デジタル無線、市町村防災行政無線、県防災デジタル無線となっています。ここは、主に260MHz帯において、他の周波数で利用されている都道府県防災行政無線などのシステムの移行先となっていますので、特に市町村防災行政無線が増加傾向になっております。他方、消防用や都道府県については、無線局数は横ばいといったところが見てとれます。

なお、この周波数区分では調査票対象システムは該当なしとなっていますので、個別の評価、分析は行ってございません。

51ページに移っていただきますと、⑤の新たな需要についても大きな変化が見られないとしています。

52ページ目に移っていただければと思います。(3)の評価のまとめにつきましては、当該周波数区分、中長距離の通信に適していること、機器の小型化が容易であるといった観点から、主に公共分野で利用されております。260MHz帯に関しては、消防用無線や防災行政無線の移行先となっておりまして、特に市町村防災行政無線は増加傾向にあり、今後も継続して増加が見込まれており、デジタル化が順調に進展しているということから、電波の有効利用が行われるとしています。

ここまでが周波数区分ごとの評価案となります。

さらにページを飛んでいただいて、69ページ目を御覧いただければと思います。ここから総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価案となります。

先に1点、字句の訂正がございます。大変申し訳ございません。2パラ目のところがございます。2行目、「一つの区域」ということで、「つ」を入れた形なっていますが、これは「一の区域」ということで、「つ」を取った形で修正をお願いできればと思います。

説明に戻らせていただきまして、3パラ目のところですが、総合通信局ごとに見てみますと、電波利用システムの中に地域的にある程度、偏在しているものがあるとしています。また、同じシステムでも総合通信局によってデジタル化の進展速度に差があるといったことの傾向が見てとれるとしておりますが、全国レベルでの調査結果とほぼ同様であるといったことから、評価結果についても概ね全国レベルと同様となる旨を記載しています。

なお、各総合通信局の具体的な特徴に関しましては、前回の部会において調査結果の概要の中でご説明させていただいておりますけれども、下に書いておりますとおり、1番の北海道総合通信局から順に、沖縄総合通信事務所まで記載をさせていただいておりますが、本日は詳細な説明は割愛させていただければと思います。

76ページ目に移っていただければと思います。総合通信局ごとのまとめとなります。総合通信局の管轄区域の特徴につきまして、ある程度の地域的な偏りが見られたこと、市町村防災行政無線などは各総合通信局によってデジタル化の進展の度合いに一定程度の差が見られたと、記載しております。

総合通信局ごとの特徴につきましては、個々の電波利用システムに今回着目し、整理したということがございます。周波数区分ごとの評価とは切り口が異なりますが、今後、総務省がデジタル化の推進の働きかけを行ったり、周波数の使用期限を意識した取組を免許に求めるとする場合には、こういった形での特徴というのはその一助になると考えております。

また、電波利用システムがある総合通信局において、極めて大きな割合を占

め、評価結果を左右し得るほどの存在である場合などは、全国と総合通信局の評価が異なる可能性も否定できないとしております。

今後も総合通信局ごとの特徴を継続的に把握していくことが重要と考えおります。以上が総合通信局ごとの評価案という形で取りまとめさせていただいております。

最後に、77ページ目からVの総括ということで、まとめさせていただいております。

このページの真ん中ですが、電波の有効利用の制度の評価結果の総括となります。今回の714MHz以下の周波数帯における有効利用評価結果といたしましては、総じて電波の有効利用が行われている、また、電波の有効利用が一定程度行われているという形の評価となっています。

重点調査対象システムにつきましては、120MHz帯航空無線につきましては、実測による調査結果等も含めて評価を行ったところ、航空機の安全な運航に必要な社会的貢献性のあるシステムであり、前回の調査時とほぼ変わらない数の無線局が比較的多くの日数で電波を発射しているということから、電波の有効利用が行われていると評価をしています。

また調査票調査対象システムにつきましては、公共用途の電波利用システムを含む各種アナログシステムにつきましては、周波数移行、デジタル化の進展が確認されています。また、簡易無線はデジタル化が大きく進展することが確認されており、今後の需要増加に対応するために、帯域拡張などの制度整備を、今年6月に行われるということで、さらなるデジタル化が期待されるとしています。

なお、60MHz帯の市町村防災行政同報無線につきましては、デジタル方式への早期移行など、一段と推進する取組を進めることが適当としており、総務省において、フォローアップしていくことが望まれるとしています。

これらの評価結果が、周波数再編アクションプランなどに適切に反映されるとともに、我が国の電波の有効利用のさらなる向上に資するものとなることを望むとしています。

続いて今後の検討課題でございます。まず調査に関する課題を幾つか挙げています。災害対策用の電波利用システムにつきましては、年間の送信日数が送信実績なしとの回答が見受けられ、一部については追加調査を行ったところ、実際には試験電波を発射しているシステムが存在することが確認されましたので、今後、試験電波の発射も含めた年間を通じた送信実績を適切に把握して、評価を行うことが適当ではないかと考えています。

また、他の電気通信手段の代替可能性について、「代替できない」といった理由で回答があったものについては、この理由が、費用、あるいはシステムの性能の観点なのか、あるいは代替可能な場合の選択肢の優先順位などを確認することも重要かと考えており、次回の調査以降、調査の設問を工夫する必要があるとしています。

60MHz帯の市町村防災行政同報無線につきましては、デジタル化をさらに進展、推進するために、免許人が抱えるデジタル化の課題を明らかにする必要がありますとしています。260MHz帯への移行やデジタル化が示されているものの、260MHz帯に必ずしも多くの無線局の移行が見られないといったことについては、今後実態を把握しまして、周波数再編アクションプランに反映していくことが重要であるとしており、次回以降の調査においても、設問等において留意する必要があるとしています。

評価に関する課題につきましては、災害対策を目的とした電波利用システムについての電波の送信実績、デジタル化の進展等よりも公共性の高いことをもって有効利用されていると評価しているけれども、より適切な評価軸の設定について、今後検討していくとしています。

また、調査票調査対象システムにつきましては、基本的にはデジタル化の対応状況をもって有効利用の評価を行っていますが、固有の事情等によるデジタル化が進まないケースも見受けられるということから、電波の利用システムや免許人の背景等を考慮するなど、多面的な評価の可能性についても検討しております。

今後、新しい枠組みで評価を行う中で、課題を一つ一つ明確にして、新しい技術を取り込むことも含めて、効果的に電波の有効利用を図るために取り組むべきことは何か等を検討することで、電波のより一層の有効利用の実現に貢献していくと結んでいるところです。

以上、長くなりましたが、資料18-1の御説明は以上となります。併せて、資料18-2のパワポの資料でございますが、これは先ほど御説明差し上げた概要版として取りまとめをさせていただいています。あわせて御確認をいただきまして、次の6月期の電波監理審議会において、18-2の資料をもって御説明をさせていただき、併せて18-1も含めて御審議をいただければと考えているところでございます。

長くなりましたが、御説明、以上でございます。よろしくお願いたします。

○林部会長 宮澤さん、御説明どうもありがとうございました。

先ほどの御説明に関しまして、御質問、御意見等お願いできればと思います。いかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。非常によくまとまっていると思います。分かりやすく、いいと思います。

ちょっと1点コメントなんですけども、78ページを開けていただけますか。総括のところでは、今後の検討課題に関して調査に関する課題と、評価に関す

る課題をよくまとめていただいたと思いますが、1点、気になったというか、78ページのところに2つパラグラフがあると思いますけれども、次回以降の調査では設問に工夫をするという文章と、それから設問等において留意するというのがありますが、これらの文章は何か使い分けておられるのでしょうか。

78ページのパラグラフの最後のほうです。今後の検討課題の評価に関する課題の上のところ、調査に関する課題のところ、そこで、設問を工夫するというのと、それから設問等において留意するというのは、何か意識的に言葉を変えておられるのでしょうか。

○宮澤幹事 事務局でございます。笹瀬先生、御指摘ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたところは、基本的には同じ趣旨でございますが、書きぶりを確認の上、修正をさせていただきたいと思っています。コメントありがとうございました。

○笹瀬代理 ありがとうございました。多分、上側のほうは、できない場合の理由に関しては、費用のほかにシステム性能の観点というのは、多分求めている方式の、例えばアナログ方式でも音声で、例えば、統計を取らなきゃいけないとか、そういう問題もあると思いますが、次のアナログからデジタルに変わるほうに関しては、どういうリクワイヤメントがあって、何で移らないのかという、つまり、これデジタル化で、周波数が違うだけで同じシステムがあるのにな変わっていないのか、もしくは多様性がある、ほかでも十分できるのかということで、デジタル化にすることだけが、周波数有効利用とは限らないと思います。例えば、システムを統合する、特に公共系のものを1個のシステムに統合するだけでも、必要な周波数を使わなくて済むということも入ってくるのかなという気がしますので、たとえアナログであっても、システムを1つに統合できるような方式があれば、結果的には、その周波数が空きますから有効利用になるのかなという気がしたので、そういうことで質問させていただきま

した。

以上です。

○宮澤幹事 笹瀬先生、ご丁寧にアドバイスをいただきまして、ありがとうございます。その点を踏まえて、少しここの書きぶりについて、見直したいと思っております。どうもありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。今の点御検討いただければと思います。ほかにいかがでございましょう。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございます。資料に関しては非常によくまとめていただいて、この内容で問題ないと思います。

コメントといいますか、今後の期待といたしましては、今回、総合通信局ごとにまとめられている資料の中に地域毎の特色がありますけれども、こういう情報をまとめていくことで、システムや周波数帯ごとの課題だけではなくて、地域ごとの課題に関して何か見えてくるものがあって、それに対して何かフォローが必要だというようなことが見えてくるようになれば、調査の結果としては、すばらしいかなと思いました。

コメントです。以上です。

○宮澤幹事 事務局でございます。池永先生、コメントどうもありがとうございます。

今後、各総合通信局ごとの調査結果を詳しく見ていき、今、池永先生がおっしゃっていただいた地域ごとの課題などが明らかになるといったところにつながっていけるような調査の仕方を工夫させていただければと思っております。コメントをありがとうございました。

○池永特別委員 ぜひよろしくお願いいたします。

○林部会長 コメントどうもありがとうございました。ほかにいかがでございましょう。

○石山特別委員 石山ですけれども、よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○石山特別委員 おまとめいただきまして、ありがとうございました。

私からもコメント、もう既にこの中に盛り込まれている内容かもしれませんが、アクションプランに基づいて進んでいるということで、電波の有効利用を行われている、一定程度行われているという評価で適切であると思いません。

今後としましては、有効利用を行われてはいるけれども、その進み具合のスピードが鈍っているように見えるところもあるということも今回の調査でよく分かりましたので、そのスピードが鈍っているところについて、鈍らせている要因を明確にして、そこをケアすることが今後、多分必要になると思いますので、そういった内容のことも盛り込まれておりますけれども、そこが一番、今回大切なことであるなということを再認識いたしました。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

○宮澤幹事 石山先生、コメントどうもありがとうございました。おっしゃるとおりかと思えます。アクションプランで特段、期限は求めているところでございますけれども、次回の調査では進み具合などをはっきりさせたり、その要因等についてもデジタル化や移行が進まないといったところも明確にした上で、しっかりと免許人等に対してフォローさせていただければと思っています。ありがとうございます。

○石山特別委員 よろしくお願いいたします。

○林部会長 これも重要なコメントありがとうございました。ほかにいかがでございましょう。

○若林特別委員 若林です。1点よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○若林特別委員 御説明どうもありがとうございました。私も全体的な内容につきましては、特に異論はございません。

1点だけ、書きぶりについてコメントを差し上げたいと思いますが、今ちょうど開いている78ページの下のところです。災害対策を目的とした電波利用システムについては、電波の送信実績やデジタル化の進展等よりも、むしろ公共性が高いことをもってとなっているのですが、公共性が高いからオーケーとしたようにも読まれる可能性がないかなと思ひまして、ここは送信実績やデジタル化の進展等を、例えば公共性や用途を勘案して評価した、あるいは、送信実績やデジタル化の進展等に加え、用途や公共性の高さを勘案して判断した等々の書きぶりもあり得るかなと思ひました。

1点コメントです。以上です。

○宮澤幹事 若林先生、コメントいただきありがとうございます。御指摘いただいた点、事務局で修文検討させていただければと思います。どうもありがとうございます。

○林部会長 よろしくお願いいたします。

○中野特別委員 中野です。よろしいでしょうか。

○林部会長 中野先生、お入りになって。

○中野特別委員 すいません。遅れて入りました。失礼しました。

○林部会長 そうですか。では、お願いいたします。

○中野特別委員 私も非常にまとまっていて、大変よくなったかと思いますが、若林先生のおっしゃったところが、やはり今、目について気になったところで、進展よりもではなくて、進展と併せてという形で評価をさせていただくのが一番のポイントかなと思ひますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○宮澤幹事 事務局でございます。中野先生、コメントをありがとうございます。そのように修正させていただければと思います。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○林部会長 よろしくお願いたします。お待たせいたしました。眞田先生、お願いたします。

○眞田特別委員 眞田ですけども、非常によくまとまっていて、分かりやすくなっている内容だと思います。今、幾つかコメントありましたけれども、私も先生方の御意見に賛同します。

簡単ですけれども、以上です。

○林部会長 ありがとうございます。

一通り、先生方から御意見等を頂戴したわけですけれども、追加で御意見、御質問等あれば、お願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

追加では特にないということでございますので、先ほど特別委員の先生方の御意見を拝聴しておりますと、報告書案、評価結果案自体は非常によくまとまっているという評価の声だったと思いますので、多少、表現ぶり等、再度御検討いただきまして、その表現については御修正、必要でしたら修正をいただきまして、構成員の先生方に改めて御確認をお願いしたいと思いますが、そういう形で事務局さんはいかがでしょう。

○宮澤幹事 林部会長、どうもありがとうございます。

先生方から報告書に対するコメントを幾つかいただいてございますので、改めて事務局のほうで修文させていただいて、また、メール等で大変恐縮でございますが、御確認をお願いできればと思っております。

以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきましては、次回6月期の電波監理審議会におきまして、今日御説明いただきました、資料18-1及び資料18-2に基づきまして、当部会から令和4年度電波の利用状況調査に係る有効利用評価結果（案）の報告を行いたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。特に、御異議等ございませんでしたので、そのようにさせていただきます。

なお、電監審の報告に当たっては、最終的には、大変僭越ではございますけれども、部会長の私のほうに御一任いただきますと幸いです。恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

先生方におかれましては、本年3月から非常に短期間でございましたけれども、精力的に714MHz以下の周波数の有効利用評価を行っていただきまして、その間、大部の資料を毎回、御確認、御検討いただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまでこのようにまとまったということで、私も安堵いたしております。

それでは、以上で、本議題のほうは終了したいと思います。

（2）携帯電話及び全国BWAに係る評価等への対応について

○林部会長 それでは、続きまして、議題の2でございます。

携帯電話及び全国BWAに係る評価等への対応につきまして、検討を行いたいと思います。これも前回の部会における御議論を踏まえまして、事務局様より有効利用評価方針の改定案、これについて、資料を用意いただいておりますので、修正箇所を中心に御説明をお願いいたします。宮澤様、お願いいたします。

○宮澤幹事 御紹介ありがとうございます。事務局の宮澤でございます。

それでは、資料18-3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

先ほど部会長のほうから御紹介いただきましたとおり、この資料は前回の部会におきまして御説明の上、内容等につきましては御確認をいただいているところでございます。その後、資料の書きぶり等を修正してございますので、そのポイントだけ御説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。タイトルにもございますが、「改定」と書いてございますが、前回の資料では「改正」と「改定」、言葉が混在してございましたので、「改定」に統一をさせていただきたいと考えております。

1ページ目のスライドの箱の中でございます。4ポツ目でございますけれども、少し書きぶりをシンプルにさせていただいております。「令和4年度有効利用評価を踏まえ、定性評価の考え方をあらかじめ明確化する観点から定性評価の基準を検討することとする」としております。また同じくスライドの8ページ目の1ポツ目のところにも出てまいりますが、こういった形で文言を修正させていただいております。内容の変更ではございませんので御確認をいただければと思います。

以上が、資料の18-3の主な修正点の御説明になります。

続きまして、資料の18-4を御覧いただければと思います。ワード版の資料となります。

有効利用評価方針の改定案でございますけれども、前回の部会において御説明を差し上げた際に、1点御指摘をいただいたところがございます。そこを修正してございますので、御覧いただければと思います。

12ページ目を御覧いただければと思います。12ページ目のところが別紙2のタイトルが開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯における進捗評価の基準となります。

まず、本文中に、ただし書ということで(1)、これが下の表のところの電気

通信業務用基地局の数ですが、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表のとおりとするということで、次の13ページ目のところに付表として、総合通信局ごとの基準ということで追記しています。

これと同じものが、25ページ目の別紙4にあります。有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準と、ここの中でもただし書ということで、本文中に記載しております。次の表のところは「付表の1のとおりとする」としてあります。また次の26ページ目の表として、付表の1としています。

続いて、29ページ目を御覧いただければと思います。今度は5Gの高度特定基地局の数及び5Gの基盤展開率につきましても、ただし書のところで、今度は(1)における総合通信局ごとの基準については付表の2としてございます。

今回、こういう形で、前回、部会で御指摘いただいたところを修正させていただければと考えております。

18-3及び資料18-4の前回からの修正点というところにつきましては、御説明は以上となりまして、これにつきましても御了解いただきましたら、次回の親会、電波監理審議会のほうに審議事項として御報告させていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○林部会長 宮澤さん、どうも御説明ありがとうございます。この御説明に関しましても、御質問、御意見等もしございましたらお願いしたいと思います。

○笹瀬代理 笹瀬です。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 適切かと思えます。どうもありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。ほかに先生方、いかがでしょうか。

○池永特別委員 池永です。

○林部会長 お願いします。

○池永特別委員 私からもこの内容で特に異論ございません。どうも、まとめていただきまして、ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。

○石山特別委員 石山です。

○林部会長 お願いします。

○石山特別委員 適切であると思います。以上です。

○林部会長 ありがとうございます。ほかに先生方いかがでしょうか。

○中野特別委員 中野です。私も賛同いたします。

○林部会長 ありがとうございます。眞田先生、若林先生、いかがでしょうか。

○若林特別委員 私も皆様と同様、賛同いたします。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。

○眞田特別委員 私も適切に修正されていると思います。

○林部会長 ありがとうございます。先生方から一通り、御意見頂戴しました。

この内容で問題ないということでございますので、特段修正がないということで、本件につきましても、次回の電波監理審議会において、当部会から報告を行いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

これにつきましても、先ほど同様でございますけれども、電波監理審議会の報告に当たりましては、最終的に、私のほうに御一任をいただけると幸いです。よろしく願いいたします。

それでは、事務局におかれましては、お手数をおかけしますが、親会のほうの提出に向けた御準備のほう、よろしく願いいたします。

○宮澤幹事 林部会長、承知いたしました。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。

(3) 令和5年度電波の利用状況調査（第2号調査：公共業務用）について

○林部会長 続きます、議題の3でございます。

これは令和5年度電波の利用状況調査、いわゆる第2号調査、公共業務用でございますけれども、これにつきまして、杵浦重要無線室長より御説明をお願いいたします。杵浦室長、よろしくお願いいたします。

○杵浦室長 重要無線室長の杵浦でございます。よろしくお願いいたします。

公共業務用無線局につきましては、令和4年度の評価にも含まれておりまして、いろいろ御評価いただきまして、ありがとうございます。

4年度評価終わったばかりで、次年度の話をするのも恐縮でございますけれども、令和5年度の利用状況調査、公共業務用の無線局の進め方について、説明させていただきます。

スライドの2ページ目のほうは、既に皆さん御承知のことですので、本日の説明は割愛をさせていただきます、次のページ、お願いいたします。

公共業務用無線局、こちらのほうは、国などの公共機関が人命や財産の保護等々を目的として開設している無線局でありまして、電波利用料の減免ですとか免許状記載事項の公表内容の一部制限等の対応がなされているところでございます。これらの公共用周波数につきましても、有効利用は重要であるということでございます、そのような議論の中から、電波利用料が減免されている171のシステムがございますけれども、臨時の利用状況調査を実施の上、評価をしたところでございます。

その結果、70のシステムにつきまして、周波数の有効利用の観点から課題があるという結果になりまして、こちらのほう、令和2年7月の電監審のほうで諮問、答申もいただきまして、その中で、継続したフォローアップや有効利用のさらなる取組が必要ということで御意見をいただいたところでございます。

デジタル変革時代の電波政策懇談会、令和2年以降、開催をしておりますが、この70システムを、またさらに精査を行いまして、例えばアナログ方式を用いるシステムについてどういった方策が適切であるかというような議論を公共用周波数とワーキンググループを開催して御検討いただきました。

その中で、特に次ページに示します31のシステム、こちらのほうを検討対象として選定いたしまして、それを運用しております国、運用省庁のほうからヒアリングを行いまして、廃止ですとか周波数移行といった取組の方向性を御議論いただいたところでございます。

また、この懇談会におきまして、これらのシステムについては、当面の間、フォローアップを毎年実施せよということで御意見いただきました。

令和4年度につきましては、公共用周波数等ワーキンググループ自らがフォローアップのヒアリング等を行っておりますが、令和5年度以降、今年度以降は、電監審のほうで利用状況調査及びその評価という形でお願いをするものでございます。

次ページ、公共調査の対象としているシステムのうち、他の用途での需要が顕在化しているシステムを御紹介しております。他用途での需要と申しますのは、具体的には携帯電話ですとか無線LAN、放送事業用途といったものになります。

上記周波数帯によりまして、おのおの、これらの需要が顕在化しているということで、方向性としては、廃止ですとか周波数共用を図っていくということで議論が出されたところでございます。

また、5ページ目のほうにいきますと、アナログ方式を用いているシステムということで、こちらも議論をいたしまして、方向性としては、デジタル化ですとか廃止、他システムへの移行等も含めて整理をしたところでございます。

これらにつきまして、6ページのほうで具体的に利用状況調査を令和5年度、

やっていくということでございますけれども、調査方法としては、PARTNERの調査に加え、調査票を配布しての調査を行うということでございます。

この調査に基づきまして御評価をいただきますので、その調査結果を総務省のほうで取りまとめてまいります。

7ページ目、スケジュールということでございます。こちらのほう、今回、御説明いたしましたシステムにつきましては、周波数の区分によらず、毎年、調査及び評価をかけるということで、714MHz以下、714MHz超の調査と並行しまして、31の公共業務用の無線システムにつきましては、毎年、調査を行い、電監審のほうで評価をいただくということになっております。

また、皆様にも大変御協力、御議論いただきますので、どうぞ今後ともよろしくお願いたします。

なお、もともとの議論がありました171のシステムにつきましては、8ページ、9ページにまとめてございます。特に御紹介は、個別にはいたしませんけれども、例えばアナログ等、必ずしも能率的な仕組みを使っていなくても、それは、例えば船舶や飛行機に例が多うございますけれども、国際的に使われているようなシステムですと、そういった技術を使うということが、ある意味妥当でございますので、そういったものは今回の調査、評価の対象とはしておりませんので、御了解いただければと思います。

説明は以上でございます。

○林部会長 杵浦室長、どうも御説明ありがとうございました。

この御説明に関しまして、これも御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特に、よろしゅうございますか。

特段本件に関しましては、御意見、御質問等ないようでございますので、これから我々のほうで、しっかりこのスケジュールを胸に刻んで検討が始まると思いますけれども、こういった形で引き続き、調査評価のほう、よろしくお願

いたします。

○杵浦室長 よろしくお願ひいたします。

○林部会長 それでは、本件に関しましても、特に御質問、御意見ないということでございますので、これにて終了したいと思います。ありがとうございました。

閉 会

○林部会長 本日、用意いたしました議事は以上でございます。

この全体を含めまして、何か御意見、御質問等、よろしゅうございますか。

特にないようでございますので、それでは、最後に次回の部会開催につきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○宮澤幹事 事務局でございます。本日はどうも、大変、先生方御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日、御検討いただいた資料18-1から18-4につきましては、6月期の電波監理審議会で審議をいただくという予定をしておりますので、電波監理審議会の審議結果にもよりますけれども、次回の部会につきましては、7月の下旬頃の開催を検討しているところでございますので、別途、委員、特別委員の皆様方には、日程調整の上、御案内をさせていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○林部会長 宮澤様、どうもありがとうございます。そういうことでございますので、皆様方、大変お忙しいとは存じますが、スケジュールの御調整方よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は、予定した時間より少し早く議事が進行いたしましたけれ

ども、全ての議題、滞りなく終了いたしましたので、本日の有効利用評価部会、これにて閉会したいと存じます。皆様、本日も活発な御議論を頂戴しまして、誠にありがとうございました。

以上で終了したいと思います。

○宮澤幹事 どうも先生方大変ありがとうございました。お忙しい中をありがとうございました。次回よろしく願いいたします。